

○農林水産省令第七十号  
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

農林水産大臣 齋藤 健

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

名

出

進

別表第1 (第1条関係)

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

別表第1 (第1条関係)

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

## (1) 飼料一般の成分規格

ア・イ (略)

ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

飼料添 加物名 単位	対象飼料		豚 用	牛 用				
	鶏 (ブロイ ラーを除 く。)用 幼すう用 中すう用	前期用 (略) (削る)	後期用 (略) (削る)	ほ乳期用 (略) (削る)	子豚期用 (略) (削る)	ほ乳期用 (略) (削る)	幼齢期用 (略) (削る)	肥育期用 (略) (削る)
(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)
(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)
(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)  
エ～ツ (略)

飼料添 加物名 単位	対象飼料		豚 用	牛 用				
	鶏 (ブロイ ラーを除 く。)用 幼すう用 中すう用	前期用 (略) (削る)	後期用 (略) (削る)	ほ乳期用 (略) (削る)	子豚期用 (略) (削る)	ほ乳期用 (略) (削る)	幼齢期用 (略) (削る)	肥育期用 (略) (削る)
バージニア マッシュ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
硫酸コリス チン デコキネー ト	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)  
エ～ツ (略)

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ (略)

ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

第1欄	アンブロリウム・エトバベート、アンブロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナイカルバジン、ナラシン、ハロフジンボリスチレンスルホン酸カルシウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
第2欄	(略)
第3欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、ノシヘブタイド、フラボフォスフオリポール、リン酸タロシン
第4欄	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、ビコザマイシン

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ (略)

ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

第1欄	アンブロリウム・エトバベート、アンブロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、デコキネート、ナイカルバジン、ナラシン、ハロフジンボリスチレンスルホン酸カルシウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
第2欄	(略)
第3欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、ノシヘブタイド、バージニアマイシン、フラボフォスフオリポール、リン酸タロシン
第4欄	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、ビコザマイシン、硫酸カリスチニ

エ～ソ (略)

(3)～(5) (略)  
2～5 (略)

別表第2 (第2条関係)

1～5 (略)

6 飼料添加物一般の試験法

(略)

(1)～(2) (略)

(13) 抗生物質の力価試験法

(略)

緩衝液 (略)

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗生物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗生物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2 (第2条関係)

1～5 (略)

6 飼料添加物一般の試験法

(略)

(1)～(2) (略)

(13) 抗生物質の力価試験法

(略)

緩衝液 (略)

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗生物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗生物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
(略)	(略)	(略)	(略)
標準コリス チソ (略)	硫酸コリスチンA ( $C_{23}H_{30}N_6O_{10} \cdot 5 / 2 H_2SO_4$ )	常用標準コリス チソ (略)	硫酸コリスチン
標準ページ ニアマイシ ン (略)	ページニアマイシン (ページニ アマイシンM <sub>1</sub> : $C_{22}H_{35}N_5O_7$ , 95%)、ページニアマイシン S: $C_{24}H_{39}N_7O_9$ (5%))	常用標準ページ ニアマイシン (略)	ページニアマイシン
(略)	(略)	(略)	(略)

### 各抗菌性物質の定義

①～⑤ (略)

(削る)

⑥～⑩ (略)

(削る)

### 各抗菌性物質の力価の定義

①～⑤ (略)

(削る)

⑥～⑩ (略)

(削る)

### 各抗菌性物質の力価の定義

①～⑤ (略)

⑥ コリスチン

コリスチンの力価は、コリスチンA ( $C_{23}H_{36}N_{10}O_{13}$ ) としての量を質量(力価)で示す。1  $\mu$ g(力価)は、0.67kPa以下の減圧下で、60°C、3時間乾燥した標準コリスチン1.21  $\mu$ gに相当する。(1  $\mu$ g(力価)は、30単位とする。)

⑦～⑪ バージニアマイシン

バージニアマイシンの力価は、バージニアマイシン [バージニアマイシンM<sub>1</sub> ( $C_{24}H_{35}N_{10}O_{13}$ ) 95%、バージニアマイシンS ( $C_{24}H_{34}N_{10}O_{10}$ ) 5%] としての量を質量(力価)で示す。1  $\mu$ g(力価)は、標準バージニアマイシン1  $\mu$ gに相当する。

⑫～⑯ (略)

### 菌液又は胞子液の調製・円筒寒天平板の調製 (略)

#### 常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高濃度2種類の規定濃度に希釈した液である(以下、高濃度の希釈液を「S<sub>H</sub>」、低濃度の希釈液を「S<sub>L</sub>」といふ)。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50%以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあつては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとる。

### 各抗菌性物質の定義

①～⑤ (略)

⑥ コリスチン

*Bacillus polymyxa* var. *coistinus*の培養により得られるコリスチンA ( $C_{23}H_{36}N_{10}O_{13}$ ) 及びコリスチンB ( $C_{23}H_{35}N_{10}O_{13}$ ) を主成分とするもの又はその他の方法により得られるこれと同一の物質をいう。

⑦～⑪ (略)

バージニアマイシン

*Streptomyces virginiae*の培養により得られるバージニアマイシンM<sub>1</sub> ( $C_{24}H_{35}N_{10}O_{13}$ ) 及びバージニアマイシンS ( $C_{24}H_{34}N_{10}O_{10}$ ) から成るもの又はその他の方法により得られるこれと同一の物質をいう。

⑫～⑯ (略)

### 菌液又は胞子液の調製・円筒寒天平板の調製 (略)

#### 常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高濃度2種類の規定濃度に希釈した液である(以下、高濃度の希釈液を「S<sub>H</sub>」、低濃度の希釈液を「S<sub>L</sub>」といふ)。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50%以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあつては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとる。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

試料溶液の調製～力価計算 (略)

(14)～(38) (略)

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
常用標準コリスチニン	約30mg以上	0.67kPa以下, 60°C, 3時間	10°C以下	7日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
常用標準バージニアマイシン	約20mg 相当量以上	二	10°C以下	7日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

試料溶液の調製～力価計算 (略)

(14)～(38) (略)

7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試葉・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン濃類定量表の規定

(1) (略)  
(2) 試葉・試液  
(略)

亞鉛 (標準試葉) ~ D E A E -セファデックスA-25、クロマトグラフ用 (略)  
(削る)

物理的・化学的性質

本品は、白色～淡黄色の粉末である。

確認試験 本品0.01 g (0.005~0.014 g) に0.1mol/L 塩酸・メタノール溶液を加えて溶かし、2.00mLとする。この溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長263~266nmに吸収の極大を示す。

融点 本品の融点は、242~245°Cである。

吸光度 本品を105°Cで3時間乾燥し、約0.01 gを0.0001 gの折まで量り、その数値を記録し、0.1mol/L 塩酸・メタノール試液を加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、

更に同試液を標線まで加えて100mLとする。この溶液5 mLを全量ビペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、0.1mol/L 塩酸・メタノール試液を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。この溶液につき、波長265nm附近における吸収の極大波長で吸光度を測定するとき、 $E_{1\%}^{1\text{cm}}=1,270\sim1,300$ である。

類縁物質 本品0.1 g (0.05~0.14 g) を量り、クロロホルム50mLを加えて溶かし、試料溶液とする。この溶液10 mLを、薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、トルエン・冰醋酸・エタノール混液 (10 : 2 : 1) を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これに噴霧用ドライゲンンドルフ試液を均等に噴霧するとき、RF値0.5~0.6の位置に橙色の単一のスポットを認め、その他のスポットを認めない。

乾燥減量 0.5%以下 (1 g, 105°C, 3時間)

滴定用2,6-ジクロルフェノールインンドフェノールナトリウム試液～薄層クロマトグラフ用セルロース末 (蛍光剤入り) (略)

(削る)

バナジン酸アンモニウム～レゾルシン (略)

(3)～(9) (略)

7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試葉・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン濃類定量表の規定

(1) (略)  
(2) 試葉・試液  
(略)

亞鉛 (標準試葉) ~ D E A E -セファデックスA-25、クロマトグラフ用 (略)  
デコキネート、薄層クロマトグラフ用  $C_{24}H_{30}NO_5$  本品は、デコキネート製作用原体を量り、クロロホルムを用いて再結晶して調製する。

物理的・化学的性質 本品は、白色～淡黄色の粉末である。

確認試験 本品0.01 g (0.005~0.014 g) に0.1mol/L 塩酸・メタノール溶液を加えて溶かし、2.00mLとする。この溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長263~266nmに吸収の極大を示す。

融点 本品の融点は、242~245°Cである。

吸光度 本品を105°Cで3時間乾燥し、約0.01 gを0.0001 gの折まで量り、その数値を記録し、0.1mol/L 塩酸・メタノール試液を加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、

更に同試液を標線まで加えて100mLとする。この溶液5 mLを全量ビペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、0.1mol/L 塩酸・メタノール試液を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。この溶液につき、波長265nm附近における吸収の極大波長で吸光度を測定するとき、 $E_{1\%}^{1\text{cm}}=1,270\sim1,300$ である。

類縁物質 本品0.1 g (0.05~0.14 g) を量り、クロロホルム50mLを加えて溶かし、試料溶液とする。この溶液10 mLを、薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、トルエン・冰醋酸・エタノール混液 (10 : 2 : 1) を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これに噴霧用ドライゲンンドルフ試液を均等に噴霧するとき、RF値0.5~0.6の位置に橙色の単一のスポットを認め、その他のスポットを認めない。

乾燥減量 0.5%以下 (1 g, 105°C, 3時間)

滴定用2,6-ジクロルフェノールインンドフェノールナトリウム試液～薄層クロマトグラフ用セルロース末 (蛍光剤入り) (略)

薄層クロマトグラフ用デコキネート デコキネート、薄層クロマトグラフ用の項に定める。

バナジン酸アンモニウム～レゾルシン (略)

(3)～(9) (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(111) (略)

(112) サリノマイシンナトリウム (略)

サリノマイシンナトリウム (その1) (略)

サリノマイシンナトリウム (その2) (略)

ア 製造用原体 (その1) (略)

(ア) 成分規格 (略)

力価～乾燥減量 (略)

強熱残分 45.0%以下 (1 g)

窒素 (略)

粗脂肪 47.0～85.0%

粗繊維～試料溶液の調製 (略)

粗繊維 (略)

粗脂肪 40.0%以下 (1 g)

窒素 (略)

粗脂肪 40.0～85.0%

粗繊維～試料溶液の調製 (略)

粗繊維 (略)

粗脂肪 40.0～85.0%

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(111) (略)

(112) サリノマイシンナトリウム (略)

サリノマイシンナトリウム (その1) (略)

サリノマイシンナトリウム (その2) (略)

ア 製造用原体 (その1) (略)

(ア) 成分規格 (略)

力価～乾燥減量 (略)

強熱残分 40.0%以下 (1 g)

窒素 (略)

粗脂肪 50.0～85.0%

粗繊維～試料溶液の調製 (略)

粗繊維 (略)

粗脂肪 50.0～85.0%

(割る)

(116) バージニアマイシン

ア 製造用原体

(ア) 成分規格

物理的・化学的性質

力値 本品は、力値試験を行うとき、1mg中に1,020μg（力値）以上を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、淡黄色の粉末で、特異な臭いを有する。

② 本品は、クロロホルムに溶けやすく、エタノール及びメタノールにやや溶けやすく、水に極めて溶けにくい。

確認試験 本品10mg (9.5~10.5mg) を量り、イソプロパノール10mLを加え、必要な量は、60~70°Cで5~10分間加温して溶かし、この溶液1mLにイソプロパノール3mLを加え、さらに、希塩酸2mL及びドージメチルアミノベンズアルdehyドのイソプロパノール溶液(1→100) 3mLを加え、70°Cで15分間加温するとき、溶液は、赤橙色を呈する。

純度試験

① pH 本品の水懸濁液(1→1,000)のpHは、4.0~7.0でなければならない。

② 重金属 本品1.0g (0.95~1.04g) を量り、重金属試験法第2法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くしてはならない(20倍/g以下)。

③ ヒ素 本品0.40g (0.395~0.404g) を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くしてはならない(5倍/g以下)。

乾燥減量 3.0%以下(1g, 0.67kPa以下, 60°C, 3時間)

強熱残分 1.0%以下(1g)

力価試験

寒天平板

基層用培地及び種層用培地は、それぞれ4号培地を用いる。

試験菌 *Micrococcus luteus* ATCC 9341を用いる。

常用標準希釈液の調製 試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて浴かし、1mL当たりの濃度が約1mg（力価）となるよう、更にメタノールを加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピベットを用いて量り、1mL当たりの濃度が2μg（力価）及び0.5μg（力価）となるよう、2号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

試料溶液の調製 試験を行うために必要な量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて浴かし、1mL当たりの濃度（推定値）が約1mg（力価）となるよう、更にメタノールを加え、正確に一定容量とし、試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピベットを用いて量り、1mL当たりの濃度（推定値）が2μg（力価）及び0.5μg（力価）となるよう、2号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。

(1) 製造の方法の基準

*Streptomyces virginiae*のバージニアマイシン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、培養液に有機溶媒を加えてバージニアマイシンを抽出し、抽出液を濃縮し、濃縮液にヘキサンを加え、生じた沈殿を乾燥して製造すること。

(2) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

## 1 製剤

### (ア) 成分規格

本品は、バージニアマイシン製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

力価 本品は、力価試験を行うとき、表示力価の85～125%を含む。

物理的・化学的性質 ① 本品は、淡黄色～淡褐色の小片又は粉末で、特異な臭いを有する。

② 本品は、2.00mmの標準網ふるいを通過する。

③ 本品は、発がいを認めない。

確認試験 本品の表示力価に従い、バージニアマイシン約20mg（力価）を含む量を量り、イソプロパノール10mLを加え、60～70℃で5～10分間加温してろ過する。このろ液1mLにイソプロパノール3mLを加え、さらに、希塩酸2mL及びロージメチルアミノベンズアルデヒドのイソプロパノール溶液（1→100）3mLを加え、約70℃で15分間加温するとき、溶液は、赤橙色を呈する。

乾燥減量 12.0%以下 (1g, 105℃, 3時間)

力価試験 寒天平板 バージニアマイシン製造用原体の規定を準用する。

試験菌 バージニアマイシン製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製 バージニアマイシン製造用原体の規定を準用する。ただし、

試料原液の調製に当たり、0.2mol/Lクエン酸塩緩衝液(pH5.2)・イソプロパノール混液(1:1)を用いた場合は、「メタノール」とあるのは「0.2mol/Lクエン酸塩緩衝液(pH5.2)・イソプロパノール混液(1:1)」と読み替えるものとする。

試料溶液の調製 本品の表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度が約1mg（力価）となるよう、メタノール又は0.2mol/Lクエン酸塩緩衝液(pH5.2)・イソプロパノール混液(1:1)一定容量を全量ビベットを用いて加え、約30分間激しくかき混ぜた後、遠心分離又は静置し、その上澄液を試料原液とする。表示力価が1g当たり100mg（力価）以下の濃度の製剤にあっては、1mL当たりの濃度が100～200μg（力価）の試料原液を用いることができる。試験を行つるために必要な量の試料原液を全量ビベットを用いて量り、以下バージニアマイシン製造用原体の規定を準用する。

(イ) 製造の方法の基準

バージニアマイシン製造用原体に、賦形物質を混和し、必要に応じて整粒及び縮分して製造すること。

(ロ) 保存の方法の基準

バージニアマイシン製造用原体の保存の方法の基準を準用すること。

(ハ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

(116) ~ (119) (略)

(117) ~ (120) (略)

(121) 硫酸コリスチン

硫酸コリスチン(その1)

ア 製造用原体(その1)

(イ) 成分規格

力価 本品は、コリスチンの硫酸塩であり、力価試験を行うとき、1mg中に500μg(力価)以上を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、淡灰白色～褐色の粉末である。

② 本品は、水に溶けやすく、アセトン及びエーテルにほとんど溶けない。

確認試験

① 本品の水溶液(1→2,500) 5mLにニンヒドリン試液0.5mL及びビリジン2滴を加え、1分間煮沸した後、冷却するとき、溶液は、青色を呈する。

② 本品の水溶液(1→200) 2mLに塩化バリウム試液1滴を加えるとき、溶液は、白濁する。

純度試験

① pH 本品の水溶液(1→200)のpHは、2.0～5.5でなければならない。

② 重金属 本品1.0g(0.95～1.04g)を量り、重金属試験法第2法により試料溶

液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、

試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くではない(20μg/g以下)。

③ ヒ素 本品1.0g(0.95～1.04g)を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を

調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準

色より濃くではなく(2g/g以下)。

乾燥減量 7.0%以下(1g、減圧、60°C、3時間)

強熱残分 5.0%以下(1g)

#### 力価試験

##### 基層用培地

基層用培地は、8号培地を用い、種層用培地は、9号培地を用いる。

##### 試験菌

*Bordetella bronchiseptica* ATCC 4617を用いる。

常用標準希釈液の調製 試験を行うために必要な量の常用標準品を有效数字3桁まで量り、その数値を記録し、5号緩衝液を加えて溶かし、1mL当たりの濃度が約1mg（力価）となるよう、更に5号緩衝液を加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。

試験を行うために必要な量の希釈原液を全量じペットを用いて量り、1mL当たりの濃度が40 $\mu$ g（力価）及び10 $\mu$ g（力価）となるよう、5号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

##### 試験溶液の調製

試験を行うために必要な量の本品を有效数字3桁まで量り、その数値を記録し、5号緩衝液を加えて溶かし、1mL当たりの濃度（推定値）が約1mg

（力価）となるよう、更に5号緩衝液を加え、正確に一定容量とし、試験原液とする。

試験を行うために必要な量の試験原液を全量ヒペットを用いて量り、1mL当たりの濃度（推定値）が40 $\mu$ g（力価）及び10 $\mu$ g（力価）となるよう、5号緩衝液を

##### （ウ） 製造の方法の基準

*Bacillus polymyxia* のコリスチン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、培

養液のpHを調整し、固形分をろ過し、ろ液中のコリスチンをイオノン交換樹脂に吸着及び溶離し、硫酸塩としたものを濃縮及び乾燥して製造すること。

##### （エ） 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

#### 1 製造用原体（その2）

##### （ア） 成分規格

力価 本品は、コリスチンの硫酸塩の溶液であり、力価試験を行うとき、1mg中に

150 $\mu$ g（力価）以上を含む。

物理的・化学的性質 本品は、淡褐色～暗褐色の液体で、特異な臭いを有する。

##### 確認試験

① 本品の水溶液（1→500）5mLにニンヒドリン試液0.5mL及びビリジン2滴を

加え、1分間煮沸した後、冷却するとき、溶液は、青色を呈する。

② 本品の水溶液（1→5）2mLに塩化バリウム試液1滴を加えるとき、溶液は、

白濁する。

### 純度試験

① pH 本品のpHは、2.0～5.5でなければならない。

② 比重 本品の比重 $d_{40}^{20}$ は、比重測定法第1法により試験を行うとき、1.05～1.20でなければならない。

③ 溶出 本品0.10g (0.095～0.104g) を量り、水10mLを加え、混和するとき、その溶液は、微黄色～淡褐色で、透明又はほとんど透明でなければならない。

④ 重金属 本品4.0g (3.95～4.04g) を量り、重金属試験法第2法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くではない(5倍/5以下)。

⑤ ヒ素 本品4.0g (3.95～4.04g) を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くではない(0.5倍/5以下)。

蒸発残分 本品約1g を0.01gの桁まで量り、その数値を記録し、水浴上で蒸発乾固し、残留物を105°Cで5時間乾燥するとき、その量は、40%以下でなければならない。

### 強熱減分 1.25%以下 (1g)

#### 力価試験

寒天平板 基層用培地は、8号培地を用い、種層用培地は、9号培地を用いる。

試験菌 *Bordetella bronchiseptica* ATCC 4617を用いる。

常用標準希釈液の調製 試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、5号緩衝液を加えて溶かし、1mL当たりの濃度が約1mg (力価) となるよう、更に5号緩衝液を加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行るために必要な量の希釈原液を全量ビペットを用いて量り、1mL当たりの濃度が40μg (力価) 及び10μg (力価) となるよう、5号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

#### 試料溶液の調製

試験を行うために必要な量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、5号緩衝液を加えて溶かし、1mL当たりの濃度 (推定値) が約1mg (力価) となるよう、更に5号緩衝液を加え、正確に一定容量とし、試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ビペットを用いて量り、1mL当たりの濃度 (推定値) が40μg (力価) 及び10μg (力価) となるよう、5号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。

(イ) 製造の方法の基準

*Bacillus polymyxa* のコリスチン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、培養液の pH を調整し、固形分をろ過し、ろ液中のコリスチンをイオン交換樹脂に吸着及び溶離し、硫酸塩としたものを濃縮して製造すること。

(ア) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

ウ 製剤

成分規格

本品は、硫酸コリスチン(その1) 製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

力値 本品は、力値試験を行うとき、表示力値の85~125%を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、白色～褐色の小片又は粉末である。

② 本品は、2.0mmの標準網ふるいを通過する。

③ 本品は、発かびを認めない。

確認試験 本品の表示力値に従い、コリスチン約50mg(力値)を含む量を量り、水100mLを加え、約1時間かき混ぜ、遠心分離し、その上澄液を試料溶液とする。別に、コリスチン約10mg(力値)を含む量の常用標準コリスチンを量り、水20mLを加えて溶かし、標準液とする。試料溶液及び標準液5mLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、ニアーフタノール・酢酸・ビリジン・水混液(5:1:6:4)を展開浴媒として約10~15cm展開した後、薄層板を100°Cで約30分間乾燥する。これにニンヒドリンのアセトン溶液(1→50)を均等に噴霧した後、100°Cで約20分間加熱するとき、試料溶液から得た主なスポット及び標準液から得たスポットのRf値は等しい。

乾燥減量 14.0%以下(1g, 105°C, 3時間)

力値試験

寒天平板 硫酸コリスチン(その1) 製造用原体の規定を準用する。

試験菌 硫酸コリスチン(その1) 製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製 硫酸コリスチン(その1) 製造用原体の規定を準用する。

試料溶液の調製 本品の表示力値に従い、試験を行うために必要な量を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度が200~1,000μg(力値)となるよう、5号緩衝液一定容量を全量ビペットを用いて加え、よくかき混ぜた後、遠心分離又は静置し、その上澄液を試料原液とする。必要ならば、試料を硫酸(1→2)で抽出した後、ろ液を水酸化ナトリウム溶液(1→5)でpH6.0に調整し、これを試料原液とすることができる。以下硫酸コリスチン(その1) 製造用原体の規定を準用する。

(1) 製造の方法の基準

硫酸コリスチン(その1) 製造用原体に、賦形物質を混和し、必要に応じて整粒及び  
分離して製造すること。

(2) 保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

(3) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間 製造の翌月から2年

硫酸コリスチン(その2)

ア 製造用原体

(ア) 成分規格

力価 本品は、力価試験を行うとき、1mg中に30μg(力価)以上を含む。  
物理的・化学的性質 本品は、淡黄褐色～褐色の小片又は粉末で、特異な臭いを有す  
る。

確認試験

① 本品2～20mgに水5mLを加え、懸濁液とし、ニンヒドリン試液0.5mL及びビ  
リジン2滴を加え、1分間煮沸した後、冷却するとき、溶液は、青色を呈する。

② 本品0.5g(0.45～0.54g)に水10mLを加え、よくかき混ぜろ過し、このろ液  
約2mLに塩化バリウム試液1滴を加えるとき、溶液は、白濁する。

③ コリスチン約20mg(力価)を含む量の本品を有効數字3桁まで量り、希硫酸  
(1→2)50mLを加え、30分間かき混ぜた後、遠心分離する。この上澄液25  
mLを量り、水酸化ナトリウム溶液(1→5)を用いてpHを6.0に調整した後、  
5号緩衝液を加えて100mLとし、試料溶液とする。別に、試験を行うために必  
要な量の常用標準コリスチンを量り、5号緩衝液を加えて溶かし、1mL当たり  
の濃度が約100μg(力価)となるよう、更に5号緩衝液を加え、正確に一定容量  
とし、標準液とする。試料溶液及び標準液5mLずつをクロマトグラフ用3号ろ  
紙の下端から約5cmのところに並べてスポットし、風乾する。これをユーフタノ  
ル・ビリジン・水・酢酸混液(6:4:3:1)の展開溶媒を用いて、上昇法に  
より約16～18時間展開した後、風乾する。次に、このろ紙を基層(約3mm厚)と  
種層(約1mm厚)からなる大型平板培地にのせて、室温に約20～30分間放置した  
後、ろ紙を取り除き、37°Cで16時間培養後観察するとき、試料溶液及び標準液か  
ら得た阻止円のRF値は等しい。

寒天平板 基層用培地は、8号培地を用い、種層用培地は、9号培地を用いる。種層用培地には、菌液を0.5%加える。

菌液の調製 *Bordetella bronchiseptica* ATCC 4617を試験菌とし、一般試験法の力価試験法により菌液を調製する。

純度試験

(1) pH 本品の水懸濁液(1→10)のpHは、3.0~5.0でなければならない。

(2) 重金属 本品1.0g(0.95~1.04g)を量り、重金属試験法第2法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くではない(20度/g以下)。

(3) ヒ素 本品1.0g(0.95~1.04g)を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くではない(2.4g/g以下)。

乾燥減量 5.0%以下(1g、減圧、60℃、3時間)

強熱残分 20.0%以下(1g)

差 6.0~8.0%(ケルダール法)

粗脂肪 5.0%以下

粗繊維 4.0%以下

力価試験

寒天平板 硫酸コリスチン(その1)製造用原体の規定を準用する。

試験菌 硫酸コリスチン(その1)製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製 硫酸コリスチン(その1)製造用原体の規定を準用する。

試験を行うために必要な量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度(推定値)が約500μg(力価)となるよう、希塩酸(1→2)一定容量を全量ビペットを用いて加え、十分かき混ぜた後、遠心分離し、上澄液を水酸化ナトリウム溶液(1→5)でpH6.0に調整し、試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ビペットを用いて量り、以下硫酸コリスチン(その1)製造用原体の規定を準用する。

(1) 製造の方法の基準

*Bacillus polymyxa*のコリスチン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、硫酸コリスチンを含む培養液を乾燥して製造すること。

(2) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

(3) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

硫酸コリスチン(飼料級)

## 1 製剤

### (ア) 成分規格

本品は、硫酸コリスチン（その2）製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

力価 本品は、力価試験を行うとき、表示力価の85～125%を含む。

### 物理的・化学的性質

① 本品は、淡黄褐色～褐色の小片又は粉末で、特異な臭いを有する。

② 本品は、2.00mmの標準網ふるいを通過する。

③ 本品は、発かびを認めない。

確認試験 硫酸コリスチン（その2）製造用原体の確認試験③を準用する。

乾燥減量 12.0%以下（1g, 105°C, 3時間）

### 力価試験

寒天平板 硫酸コリスチン（その1）製造用原体の規定を準用する。

試験菌 硫酸コリスチン（その1）製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製 硫酸コリスチン（その1）製造用原体の規定を準用する。

試料溶液の調製 本品の表示力価に従い、試験を行つたために必要な量を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度（推定値）が約500μg（力価）となるよう、希塩酸（1→2）一定容量を全量ビペットを用いて加え、十分かき混ぜた後、遠心分離し、以下硫酸コリスチン（その2）製造用原体の規定を準用する。

### (イ) 製造の方法の基準

硫酸コリスチン（その2）製造用原体に、賦形物質を混和し、必要に応じて整粒及び粉分して製造すること。

### (ウ) 保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

### (エ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

硫酸コリスチン（飼料級）

有効期間 製造の翌月から2年

(120) ~ (123) (略)  
(削る)

(122) ~ (125) (略)

(126) デコキネート

ア 製造用原体

(ア) 成分規格

含量 本品は、乾燥した後、定量するとき、デコキネート ( $C_2H_3NO_5$ ) 98.0%以上を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、白色～淡褐色の粉末である。

② 本品は、クロロホルムに溶けにくく、水及びエタノールにほとんど溶けない。

③ 融点 約243°C

確認試験

① 定量法で得た試料溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長263～266 nmに吸収の極大を示す。

② 本品及び薄層クロマトグラフ用デコキネートそれぞれ0.01 g (0.005～0.014 g) を量り、クロロホルム10mLを加えて溶かし、これらの溶液10μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、トルエン・水酢酸・エタノール混液 (10 : 2 : 1) を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これに噴霧用ドライグリンドル試液を均等に噴霧するとき、試料溶液及び標準液から得たスポットは、橙色を呈し、これらのRf値は等しい。

純度試験

① 溶状 本品0.5 g (0.45～0.54 g) に約40°Cに温めたクロロホルム50mLを加えて溶かすとき、その溶液は、ほとんど澄明でなければならない。

② 重金属 本品1.0 g (0.95～1.04 g) を量り、重金属試験法第2法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くではない ( $20\mu g/g$  以下)。

③ ヒ素 本品1.0 g (0.95～1.04 g) を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くではない ( $2\mu g/g$  以下)。

乾燥減量 0.5%以下 (1g, 105°C., 3時間)

強熱残分 0.2%以下 (1g)

定量法 本品を乾燥し、その約0.1gを0.001gの桁まで量り、その数値を記録し、0.1mol/L塩酸・メタノール試液を加えて溶かし、200mLの全量フラスコに入れ、更に0.1mol/L塩酸・メタノール試液を標線まで加えて200mLとする。この溶液1mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、0.1mol/L塩酸・メタノール試液を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。この溶液につき、波長265nm付近の極大波長における吸光度Aを測定する。

$$\text{デコキネート} (\text{C}_{24}\text{H}_{35}\text{NO}_5) \text{ の量 (mg)} = \frac{A}{1.285} \times 200.000$$

(4) 保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

I  
(7) 製剤  
成分規格

本品は、デコキネート製造用原体に、賦形物質を混和した粉末である。

含量 本品は、定量するとき、表示量の90~110%に相当するデコキネート ( $\text{C}_{24}\text{H}_{35}\text{NO}_5$ ) を含む。

確認試験 本品の表示量に従い、デコキネート製造用原体0.05gを含む量を量り、クロロホルム50mLを加え、よく振り混ぜた後、遠心分離し、上澄液を試料溶液とする。別に、薄層クロマトグラフ用デコキネート0.01g (0.005~0.014g) を量り、クロロホルム10mLを加えて溶かし、標準液とする。試料溶液及び標準液0.1mLずつを量り、以下デコキネート製造用原体の確認試験を準用する。

定量法 デコキネート ( $\text{C}_{24}\text{H}_{35}\text{NO}_5$ ) 約0.1gを含む量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、0.1mol/L塩酸・メタノール試液100mLを加え、よく振り混ぜた後、遠心分離し、上澄液をとる。さらに、残留物を0.1mol/L塩酸・メタノール試液20mLずつで、3回同様に操作し、全ての上澄液を合わせ、0.1mol/L塩酸・メタノール試液を加えて200mLとする。この溶液1mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、0.1mol/L塩酸・メタノール試液を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。この溶液につき、波長265nm付近の極大波長における吸光度Aを測定する。

$$\text{デコキネート} (\text{C}_{24}\text{H}_{35}\text{NO}_5) \text{ の量 (mg)} = \frac{A}{1.285} \times 200.000$$

(4) 保存の方法の基準

デコキネート製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(124) ~ (157) (略)

茎 間

の命令だ。併せて「十年七四」田舎の施行ある。ただし、要素第2の80(112)の省出規定だ。公布の日をも施行にやう。